

## 初診時選定療養費の改定について

現在、紹介状を持たずに当院を受診される初診の患者様には、初診に係る費用として初診時選定療養費をご負担いただいておりますが、平成 30 年 6 月 1 日から下記のとおり改定いたします。

平成 30 年 5 月 31 日まで	→	平成 30 年 6 月 1 日以降
4,320 円 (税込)		5,400 円 (税込)

なお、以下に該当される方は初診時選定療養費のご負担はありません。

- 公費負担医療制度を利用している場合
- 救急車で来院し、緊急な治療を必要とした場合
- 当院通院中で新たな診療科を受診する場合 など

初診時選定療養費とは？

厚生労働省が診療所・病院の機能分担の推進を図るために定めた制度で、他の医療機関から紹介状（がん検診施設からの精密検査依頼書も含む）なしに 200 床以上の病院に受診した場合、診療費等の他に各病院が定めた金額を算定できるというものです。